

沖縄県子どもの権利条例（仮称）の概要

背景

- 令和6年3月 「沖縄県立高等学校生徒の自死事案に関する第三者再調査委員会」調査報告書による沖縄県への提言
「子どもの権利」に関する理解の周知（「子どもの権利条例」の制定）、子どもの相談・救済機関（こどもオンブズ等）の設置
- 県立高校生自死事案について取組の推進を求める陳情
こども基本法に沿った基本条例の制定、公的第三者機関を早急な設置を求める内容

国、県の動き

- 令和2年3月 「沖縄県子どもの権利を尊重し虐待から守る社会づくり条例」制定
- 令和5年度 こども基本法制定、こども大綱策定
こどもが権利の主体であることの位置付け等
- 令和7年3月 沖縄県こども・若者計画の策定
こどもの権利救済機関の設置の方向性を明示。

沖縄県子どもの権利条例（仮称）



制定のポイント

【目的】子どもの権利、子どもの最善の利益の実現

【定義】「こども」の定義を従来の「概ね18歳未満」から、こども基本法における「心と身体の発達の過程にある人」とする。

【基本理念】「差別の禁止」、「生命に対する権利」、「児童の意見の表明の権利の確保」、「児童の最善の利益」

子どもの権利条約の4つの原則に対応している。こども基本法も同様。

【責務】県、保護者、学校関係者等、事業者、県民の責務を明記

【県の施策の基本となる事項】

（市町村への協力及び支援）

こども施策は市町村と連携協力して実施する

（保護者に対する支援）

相談に応ずるほか子育てに関する不安の緩和または解消するための支援

（子どもの意見表明・社会参画）

意見形成の支援、意見表明の場の創出、社会参画の環境づくり
子どもの社会参画の促進
意見表明の機会充実の取組推進
子どもの意見を県の幅広い施策に反映させる取組推進

（相談体制の充実・相談機関の周知等）

こどもに関する各般の問題についての相談をすることができる窓口の設置
窓口の周知、基本理念（子どもの権利等）に関する県民の理解を深めるための広報活動など必要な措置

（沖縄県子どもの権利擁護委員会）

※交付日から1年以内に施行

子どもの権利侵害に関する救済機関の設置
子どもの権利に関し優れた識見を有する委員5人で組織される
救済の申立て、調査等について